

# 交通安全ニュース



令和8年4月1日~

※ 自転車が対象とされている  
反則行為（下記は一例です）

自転車の交通違反※

が青切符の  
対象に  
!!



ながらスマホ  
(携帯電話使用等(保持))  
反則金 12,000円



遮断踏切立入り  
反則金 7,000円



ブレーキなし自転車  
(自転車制動装置不良)  
反則金 5,000円

交通ルールを  
守って  
安全運転を!!

こんな行為も違反です...



2人乗り  
(軽車両乗車積載制限違反)  
反則金 3,000円



傘さし運転  
(公安委員会遵守事項違反)  
反則金 5,000円



並進禁止違反  
反則金 3,000円

青切符

- ◎ 16歳以上の者による自転車の交通違反（反則行為）が対象
- ◎ 重大な違反（飲酒運転、あおり運転など）や、違反により交通事故を発生させた場合などは対象外（刑事手続によって処理）
- ◎ 交通事故につながるおそれが高い違反や、違反により交通の危険を生じさせたり、事故の危険が高まった場合及び警察官の指導警告に従わず、違反を行った場合などが反則切符の対象



# 自転車を対象となる反則行為（令和8年4月1日～）

反則行為		反則金の額（円）	反則行為	反則金の額（円）	
携帯電話使用等（保持）★		12,000	指定横断等禁止違反	5,000	
放置駐車違反	駐停車禁止場所	高齢運転者等専用場所	12,000		車間距離不保持
		高齢運転者等専用場所以外	10,000		進路変更禁止違反
	駐車禁止場所	高齢運転者等専用場所	11,000		追い付かれた車両の義務違反
		高齢運転者等専用場所以外	9,000		乗合自動車発進妨害
遮断踏切立入り★		7,000	割込み等		
速度超過	25km/h以上30km/h未満		12,000		交差点右左折等合図車妨害
	20km/h以上25km/h未満		10,000		交差点優先車妨害★
	15km/h以上20km/h未満		7,000		緊急車妨害等
	15km/h未満		6,000		交差点等進入禁止違反
駐停車違反	駐停車禁止場所	高齢運転者等専用場所	9,000		無灯火
		高齢運転者等専用場所以外	7,000		減光等義務違反
	駐車禁止場所	高齢運転者等専用場所	8,000		合図不履行
		高齢運転者等専用場所以外	6,000		合図制限違反
信号無視★	赤色等		6,000		警音器吹鳴義務違反
	点滅		5,000	乗車積載方法違反	
通行区分違反★		6,000	軽車両整備不良	3,000	
追越し違反			自転車制動装置不良★		
踏切不停止等			泥はね運転		
交差点安全進行義務違反★			転落等防止措置義務違反		
環状交差点安全進行義務違反★			転落積載物等危険防止措置義務違反		
横断歩行者等妨害等			安全不確認ドア開放等		
安全運転義務違反★			停止措置義務違反		
通行禁止違反★		公安委員会遵守事項違反			
歩行者用道路徐行違反★		通行許可条件違反	5,000		
歩行者等側方通過義務違反		歩道徐行等義務違反★			
急ブレーキ禁止違反		路側帯進行方法違反★			
法定横断等禁止違反		並進禁止違反			
路面電車後方不停止		軌道敷内違反			
優先道路通行車妨害等		道路外出右左折方法違反			
環状交差点通行車妨害等		交差点右左折方法違反			
徐行場所違反		環状交差点左折等方法違反			
指定場所一時不停止等★		軽車両乗車積載制限違反			
幼児等通行妨害		制限外許可条件違反			
安全地帯徐行違反		原付等牽引違反			
被側方通過車義務違反		自転車道通行義務違反			
通行帯違反		警音器使用制限違反			
道路外出右左折合図車妨害					

## 【自転車運転者講習制度】

自転車運転中に特定の危険行為（飲酒運転、妨害運転又は上記表の★印の違反）や、人身交通事故を3年以内に2回以上繰り返した場合、公安委員会から「自転車運転者講習」の受講を命ぜられます。受講命令に従わない場合、5万円以下の罰金が科せられます。

注意



令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

# 免許はなくてもドライバー

## ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上  
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金  
12,000円

信号無視



反則金  
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・岡山県警察

交通ルールを守って  
つながる笑顔



# 自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

## 交通反則通告制度とは

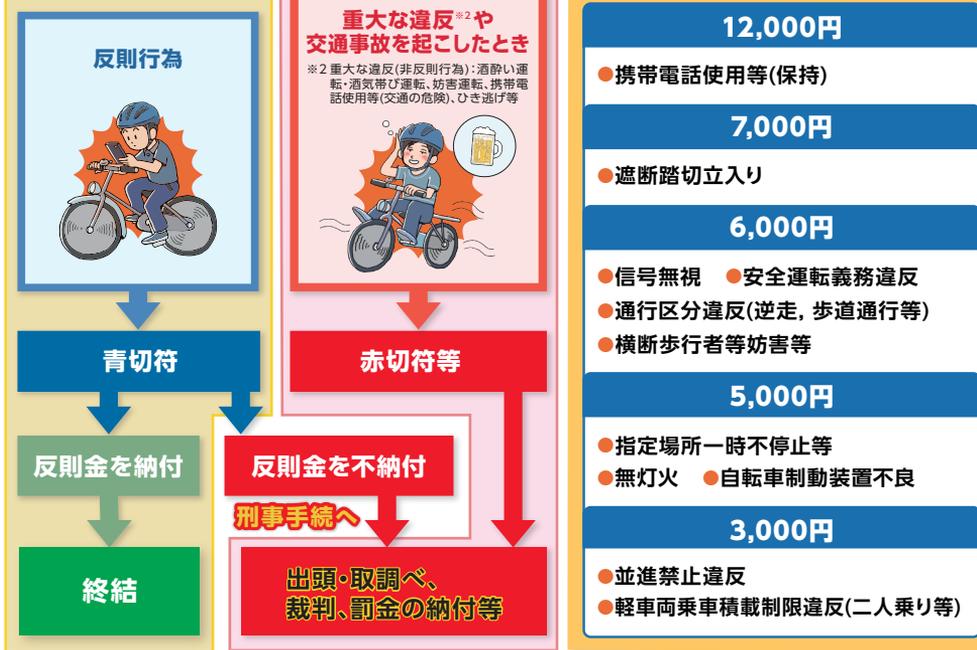
「反則行為<sup>\*1</sup>」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

### 交通反則通告制度

### 刑事手続

### 反則行為と反則金の一例



## 自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等